

「第3次群馬県消費者基本計画」素案の概要

消費生活課

基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

群馬県における消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、基本的な方針を定め、消費者施策を計画的に推進する。

(2) 基本理念・目的

基本理念：「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」

目的：県民が安全で安心できる消費生活の実現

(3) 計画の位置付け

- ・「群馬県消費生活条例」に基づく県基本計画
- ・「消費者教育の推進に関する法律」に基づく「群馬県消費者教育推進計画」
- ・「新・群馬県総合計画」の生活分野における個別基本計画
- ・「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画

(4) 計画期間

- ・令和6年度から令和10年度まで（5年間）

(5) 計画の進行管理

- ・数値目標及び評価指標項目を設定し、群馬県消費生活問題審議会において、毎年度、進捗状況を評価し、県民に公表する。

数値目標

目標	指標	基準値	目標値
①	過去1年間に消費者トラブルに遭った人の割合	14.6% (R4年度)	14.0%以下 (R9年度)
②	群馬県消費生活センターによる「あっせん解決率」	89.5% (H30～R4年度平均)	90.0%以上 (計画期間)
③	「消費者の意見や要望、苦情が施策に反映されている」満足度	17.3% (R4年度)	20.0%以上 (R9年度)

施策の基本方針

I 消費生活情報の発信

- ・消費者月間啓発事業
- ・関東甲信越ブロック悪質商法等被害防止キャンペーン
- ・特殊詐欺被害防止広報啓発
- ・県民防犯の日啓発事業
- ・高齢者等消費者被害見守り事業者への情報提供

II 消費者教育の充実

- ・群馬県消費者教育推進地域協議会の開催
- ・消費者学習公開講座の開催
- ・金融広報推進
- ・消費者教育出前講座
- ・家庭科教員等研修講座の開催

III 消費者被害の未然防止・救済

- ・消費生活センター運営
- ・市町村相談・啓発体制の支援
- ・消費生活相談技術向上研修会の開催
- ・多重債務者対策
- ・市町村等における消費者安全確保地域協議会の設置促進

IV 消費者と事業者との取引の適正化

- ・消費者取引の適正化推進
(特定商取引法に係る指導、景品表示法に係る指導等)
- ・消費生活協同組合指導
- ・製品の安全確保に係る指導

V 持続可能な社会形成の推進

- ・消費生活問題審議会運営
- ・各市町村消費者行政担当課長会議・各市町村消費生活センター所長会議
- ・エシカル消費啓発講座
- ・群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会
- ・循環型社会の形成
- ・地産地消推進